

氏名(本籍)	みな い あき こ 嶺 井 明 子 (鹿児島県)
学位の種類	博 士 (教育 学)
学位記番号	博 乙 第 2633 号
学位授与年月日	平成 25 年 2 月 28 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	戦後日本における国際理解教育政策の展開に関する研究

主	査	筑波大学教授	博士(教育学)	佐藤 真理子
副	査	筑波大学教授	教育学博士	窪田 眞二
副	査	筑波大学教授	博士(教育学)	濱田 博文
副	査	筑波大学准教授	博士(文学)	岡本 智周

論 文 の 内 容 の 要 旨

(目的)

本論文は 1945 年から 2012 年現在までの日本の国際理解教育政策の変遷を明らかにすることを目的とした政策研究である。文部省(2001 年以降は文科省)、日本ユネスコ国内委員会、ユネスコ本部を国際理解教育政策の関連アクターとし、各アクター間の相互関係を精査することにより日本の国際理解教育の変遷を分析している。

(対象と方法)

本論文は、文部省(文科省)に保存されている日本ユネスコ国内委員会関係の貴重な議事録・関係資料、及び関係者・研究者にインタビューするとともに、ユネスコ本部の資料・国際理解教育関係資料を基に分析を行っている。

(結果)

占領期日本の国際理解教育は日本ユネスコ国内委員会を中心にユネスコ本部の国際理解教育理念を踏襲したものであった。この当時の国際理解教育は「人権の研究」、「他国・他民族、他地域の理解」及び「世界問題とそれを解決する国連の研究」の 3 つを柱としていた。しかしながら、1960 年代半ばになるとユネスコへの途上国の加盟増加などから、教育援助がユネスコ事業として重点化されるようになった。それに伴い、日本のユネスコ活動も教育援助にシフトした。同時に、ユネスコ国内委員会のユネスコ協同学校(約 20 校)による国際理解教育は停滞し、文部省は日本の国際化対応の教育としての「国際理解教育」の方向に向くことになる。以降、文部省が日本ユネスコ国内委員会に代わって、国際理解教育政策の中核アクターとなり、「日本型国際理解教育」は 1974 年の中教審答申「教育・学術・文化における国際交流について」で確立される。同じ 1974 年にユネスコ本部は国際理解教育の新たな概念として「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」を提示したが、日本の国際理解教育に影響を与えなかった。「日本型国際理解教育」は海外帰国子女教育、外国語教育、教育交流(教師の海外派遣等)、大学の国際化となっていった。ユネスコ国内委員会事務局は 1974 年に廃止され、学術国際局国際企画課に内局化された。

1980年代にはユネスコ本部は日本のユネスコ協同学校に高い評価を与えたが、日本のユネスコ協同学校は形骸化していった。

1990年代は日本国内で国際理解教育が国際化対応の教育として「再発見」される。しかし、この「再発見」も教師の研修など日本型国際理解教育であり、ユネスコ本部の国際理解教育理念に沿ったものではない。

松浦晃一郎事務局長の就任（1999年～2009年）もあって、2000年代初頭以降、文科省はユネスコを担当する国際統括官の新設などを通してユネスコ離れのスタンスを転換した。2005年には日本が提案した「持続可能な開発のための教育10年」（以下ESD、2005年～2014年）を国連が決議し、ユネスコが主導機関となった。ユネスコ本部はESDの推進機関として、ユネスコ協同学校の活用を決議したことに対応し、ユネスコ国内委員会はユネスコ協同学校をユネスコスクールと名称を変更し、ESDの拠点校とした。ユネスコスクールの数は369校に急伸した。しかし、国際理解教育はユネスコスクールから姿を消し、ESDの推進拠点となった。

さらに、2008年学習指導要領が改訂され、国際理解教育理念は英語教育、日本の伝統理解教育や道徳が重点化され、ユネスコ型国際理解教育は終焉を迎える。

(考察)

本論文はユネスコ加盟前後の日本の国際理解教育がユネスコ型国際理解教育から、国際化対応の国際理解教育へと転換し、さらに2000年以降はESD対応及び「ナショナリズムとしての国際理解教育」へと理念が変貌する経緯を貴重な資料を基に詳細に検討し、明確に分析している。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の考察・分析を通して、占領期のユネスコ本部による国際理解教育が文科省（2001年以降は文科省）が中核アクターになるに従い、「日本型国際理解教育」に変遷していることを説得的に提示し、今後のグローバル社会において求められる「国際理解教育」の再構築・再検討が必要であることを示唆している。

平成25年1月11日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。